



CASA 連続市民講座

第 XIV 期 地球環境大学

くらしの中の公害

第1回講座 アスベスト問題最前線

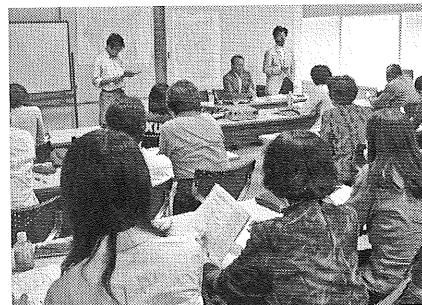
とき：2006年5月6日（土）

場所：大阪産業創造館

泉邦彦代表理事による開講挨拶

今年は水俣病公式確認から50年ですが、未だ水俣病の被害の全体像が明らかになっておらず、数千人、数万人とも言われる被害者が基本的には救済されていません。さらに今日では、商品（例えば電池や蛍光灯）に含まれる水銀が廃棄物となってから土壤や水を汚染し、すこしずつ水俣病の原因物質のメチル水銀に変化しています。

このように商品の使用や廃棄を通じて広がる化学物質汚染が、1970年代以降にじりじりと増えてきました。アスベスト汚染もその例ですが、この場合には健康被害はすぐには現れず、時間をおいて発生するという特徴があります。「公害問題」は終わっていないどころか、こうした新しい「公害」が今後ますます広がっていくのではないでしょうか。本期では、こうした「暮らしの中の公害」について考えてみたいと思います。



参加者の質問に答える二人の講師

報告1 「泉南の石綿業史と潜在的被害」

柚岡一禎さん（泉南地域の石綿被害と市民の会・世話人代表）

泉南地域は、「日本書紀」に「機」や「織」の記述も見られ、江戸時代には綿花を育て農民が副業としてそれを紡ぐという繊維業が広く行われてきた。こうした繊維の仕事の伝統がある。明治の末年、大阪市の商人の栄屋誠貴がこの地を訪れ、水路を動力として利用できること、人員を確保しやすいこと、埠に荷揚げされた原料が1日で輸送できる立地であることに目をつけ、1911年に栄屋石綿を創業した。大昔から阪南地域に石綿があったわけではなく、この時に人為的に持ち込まれることで石綿産業が開始した。

第一次世界大戦で石綿需要が一気に拡大したことによって、阪南地域の石綿紡績業は広がった。第二次世界大戦末期には工場が7～10社あったと言われている。石綿は、艦船の船底の仕切りや蒸気タービンの断熱材、蒸気機関車の蒸気パイプ

の断熱材などとして使われ、軍需産業の膨大な需要があった。戦争が終わると需要はなくなり、一時は停滞したが、その後から民生用として石綿が使われるようになった。1960～1970年代の最盛期には、一貫工場は60数社、内職の小規模な作業所は200社以上あったと言われている。

「石綿製品」には2つある。1つは建材に使われるもの。もう1つは糸、布、リボンなどのいわゆる紡織製品である。紡織製品は国内向け需要も輸出用も、ほぼすべて泉南が担っていた。戦後も石綿業は発展していくが、人々は長くやっていると石綿はどうも身体によくないということが感覚的に分かってくるようになった。人間は経験から学ぶ。石綿工場に行くと「肺病」になる、そういうことが聞かれるようになった。

クボタは上場企業であり、従業員も多く、あれ

だけの補償ができる体力がある。しかし泉南は一貫工場でも10~20人規模で、小規模零細企業が圧倒的だった。そこでは親方も家族共々朝か

ら晩まで働いていた。そうした町工場であったことが、多くの被害者が出ていたのに泉南でこれまで大きな問題にならなかった原因である。

報告2「アスベスト被害の構造的特徴と解決のための課題」

長野真一郎さん（大阪じん肺アスベスト弁護団）

アスベストは産業史上最大の公害であると言われるが、その特徴は3つにまとめられる。

第1に、空間的・社会的広がりが大きい。アスベストは工業製品に有用で、あらゆる産業の基礎資材として使われている。日本では北海道の一部で産出できるが、良質でないためにすべて輸入してきた。これまでの総輸入量=総使用量は1,000万トン近くある（図1）。それらはわれわれの周りにストックされており、今後も様々な被害をもたらす可能性がある。

第2の特徴は、時間的広がり・隔たりが大きいという、潜伏期間の問題である。「静かな時限爆弾」とも言われている。中皮腫は、暴露してから30~40年後に発症することが多い。肺がんは15~40年、石綿肺は15~20年と言われている。潜伏期間が長いことは被害の救済という点から見て、大きな問題になる。工場が30~40年前に潰れてしまっている例も多く、泉南の場合はそれが問題になっている。

第3の特徴は、健康被害の深刻さである。中皮腫の場合、5年生存率が3.7%と言われている。日本における発病者数は環境省推計によると、中皮腫の患者は約5万人、肺がん患者は約3.5万人である。将来予測は、2010年までに新たに中皮腫は6,000人、肺がんは9,000人と言われている。

アメリカが1970年代にアスベストが社会問題化したことをきっかけに、その消費量を減らしたにもかかわらず、日本は1990年代まで輸入量は30万トン前後を推移しており、アメリカから15年前後規制が遅れている。また国策として泉南地域の石綿産業を振興してきた。戦前から、石綿による健康被害というものが報告されていたにもかかわらず、産業的に有用であるため「管理使用」すればよいということで、大量使用し続け

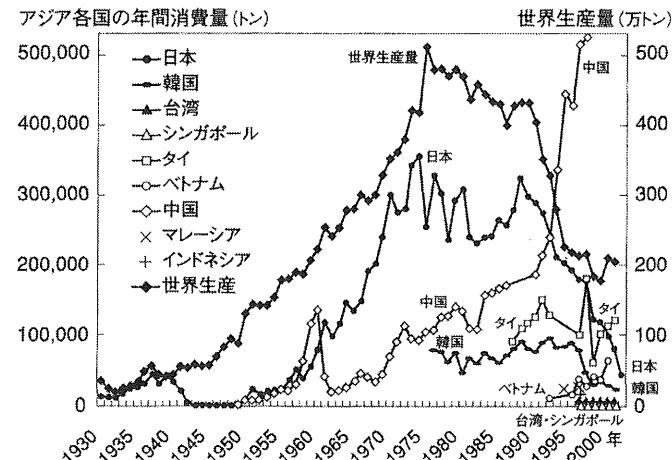


図 アスベストの世界生産量とアジア各国の消費量の推移

出所：『ノンアスベスト社会の到来へ暮らしの中のキラーダストをなくすために』

た。そういう経緯があり、国賠訴訟を行うことになった。

Q&A

Q1. 石綿の性質そのものは、変化しないのか。末代まで残るものなのか。

A1. 石綿の被害は細かい繊維を吸ってしまうことに原因がある。飛散しないようにすることはできる。自然に置いておいても変化はせず、ずっと存在し続ける。石と同じ。最近では色々研究されており、1500度以上で溶融することなどが分かっている。

Q2. 労災認定の条件はどのようなものなのか。

A2. 次の3つの要素が必要である。工場などで石綿を扱う仕事に従事したこと（暴露の条件）

石綿関連疾患（現在は中皮腫、肺がん、石綿肺など6種）を発病していること、因果関係を証明すること。肺がんについては、原因の特定が難しく、石綿を扱う作業に従事したというだけでは認定を受けられないケースも出ている。

報告：入江智恵子（CASA会員）